



平成29年4月19日

岡山市消費生活センター

有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる事業者に注意！！

事例

有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して、金銭を請求してくる事業者3社に関する消費者庁からの注意喚起についてお知らせします。詳細は消費者庁HPをご確認ください。

〈注意喚起対象事業者〉

株式会社日本債権

TSB債権回収

CIC債権回収センター



未納料金の回収を依頼されたと称する事業者

※消費者庁イラスト集より

有料動画サイトの利用料金が未納です。本日中に連絡がない場合、法的手段に移行します。電子ギフト券を買ってお支払いください。

ショートメールサービス

ワン切り(着信履歴)

パソコン・携帯メール



※消費者庁イラスト集より

- ・絶対に連絡しない。
- ・身に覚えのない請求は支払わない。
- ・不審に思ったら、消費生活センターや警察に相談を！

★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 身に覚えのない請求がSMSやメール等であった場合には、絶対に電話などで連絡をとらないようにしましょう。
- 見覚えのない着信履歴には電話をかけないようにしましょう。もし電話をかけてしまって、心当たりのない請求を受けても、すぐに電話を切るなどして、絶対にその請求には応じないようにしましょう。
- コンビニエンスストアで電子ギフト券を購入して、そのカード番号を連絡するよう求めるのは、典型的な詐欺の手口です。事業者から要求されても、電子ギフト券を購入したり、そのカード番号を教えたりしないようにしましょう。
- 少しでも「おかしいな」と思ったら、消費生活センターや警察にご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分